

秋季全国火災予防運動

平成26年度全国統一防火標語

『もういいかい 火を消すまでは まあだだよ』

11月9日（日）から15日（土）
まで、秋季全国火災予防運動が
実施されます。

火災予防運動は、町民の防火
に対する関心を高め、火災から尊
い生命を守り、貴重な財産の損失
を防ぐことを目的としています。

★住宅防火 いのちを守る

7つのポイント

住宅防火における出火防止の
ため以下の7点について注意し
てください。

☆3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいもの
から離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れ
るときは、必ず火を消す。

☆4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅
用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類及びカーテンから
の火災を防ぐために、防炎品
を使用する。
- ・火災を小さく消すために、
役に立ちます。

故障や電池切れは警報音と警報ランプで知らせます。メーカー・機種
で異なりますので説明書などで確認
してください。

購入時に、住宅用火災警報器のメ
ーカーやお店を控えておくと対応時、
役に立ちます。

・その他
表示されている有効期限の前に電
池切れとなつた場合、電池の過度な
消耗のほか、本体の不良・不具合な
どによる故障も考えられます。
説明書などで確認してください。

◆老朽化消火器等に注意

破裂事故等を防止する為、ご家庭
にある消火器の確認をお願いします。

※消火器リサイクルシステムの開
始により消防署では回収が出来なく
なりました。廃棄の際は、消防設備
取扱店にお問い合わせください。

◆住宅用火災警報器購入後の注 意事項

《点検》
1か月に1回程度作動点検をし
ましょう。

点検方法はひも式とボタン式があり、
機種によって異なります。取扱説明
書を確認してから点検してください。

◆火災以外で鳴るケース

住宅用火災警報器は火災以外でも
鳴ることがあります。その主な原因
として、故障や電池切れが考えられ
ます。

◆住宅用火災警報器の普及調査

秋季全国火災予防運動に伴い、神
崎町の一部地域において、住宅用火
災警報器の普及調査を行います。地
域の皆さんのご協力をお願いします。
※消火器や住宅用火災警報器などの
悪質な訪問販売の被害が発生してい
ますので、注意してください。

特定健診のお知らせ

被用者保険者（社会保険加入被
扶養の方）対象

◆日時 11月27日（木）
9：30～11：30

◆会場 神崎ふれあいプラザ
（受診券はご加入の健康保険
組合にご確認ください）

◆検診料金 受診券に記載して
ありますのでご確認ください。

◆対象者 被用者保険者（被扶
養者・社会保険の方）が対象
です。

◆問合せ （一社）千葉衛生福
祉協会 健康管理部
☎ 043-2224-2016
成田市消防本部予防課
下総分署

